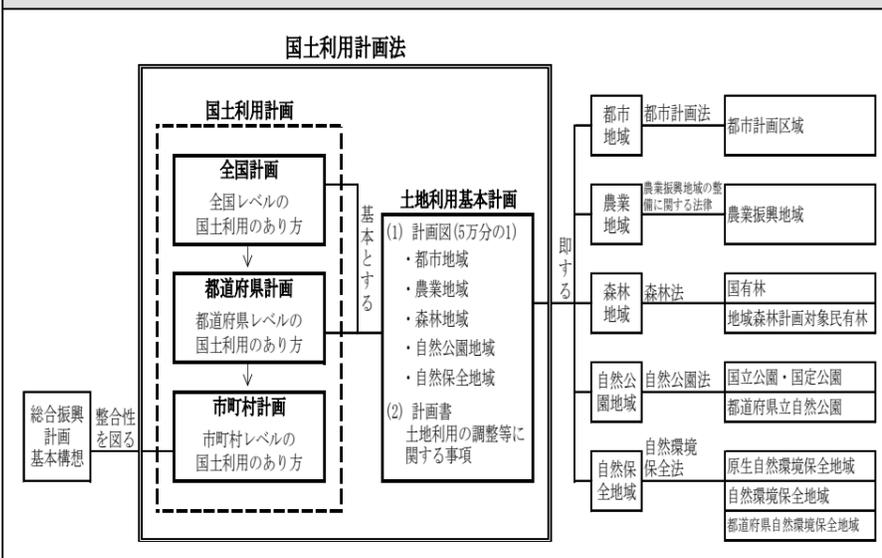


第2次湯沢市国土利用計画について（概要）

① 計画の策定目的

- ▶ 国土利用計画法の規定に基づき、湯沢市の区域における土地利用に関する基本的な事項を定める
- ▶ 全国及び秋田県計画を基本として、第2次湯沢市総合振興計画の基本構想と整合性を図る

② 他の計画との関係



③ 土地利用を取り巻く社会情勢と課題

(1) 人口減少による土地管理水準の低下

低・未利用地や空き家の増加、離農等による農地の荒廃



人口減少社会における、適切な利用・管理のあり方を構築する必要がある

(2) 自然環境と美しい景観等の悪化

管理することで維持されていた里地里山の自然環境や景観の悪化



持続可能で豊かな生活基盤として、自然が持つ多様な機能を活用する必要がある

(3) 災害に対して脆弱な土地

地震、水害等の頻発化・激甚化



巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する土地利用へ転換する必要がある

④ 国・県計画の基本方針

◇ 複合的な施策の推進

防災・減災、自然共生などの効果を複合的にもたらす施策の実施

◇ 土地の選択的な利用

土地の特性等を踏まえ、最適な土地利用の選択

(例えば、荒廃農地を農地として再生させるか、植林地や湿地等に転換するかを選択すること など)

◇ 国(県)民の参加による土地管理

直接的(所有地の管理等)及び間接的(募金等)な方法での参画

(1) 適切な土地管理を実現する土地利用

- ✓ 都市のコンパクト化に向けた、居住・都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導
- ✓ 農業の担い手への農地集積・集約による、荒廃農地の発生抑制
- ✓ 土地保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- ✓ 健全な水循環の維持又は回復

(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

- ✓ 優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
- ✓ 自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力の向上
- ✓ 地域の個性ある景観の保全・再生・創出

(3) 安全・安心を実現する土地利用

- ✓ 地域の実情を踏まえ、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限
- ✓ 経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進
- ✓ 交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性の確保

⑤ 第2次湯沢市国土利用計画

(1) 計画の構成

- ▶ 土地利用に関する基本構想
- ▶ 土地の利用区分別（農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他）の規模の目標及びその概要
- ▶ 利用区分別の規模の目標等を達成するために必要な措置の概要

(2) 土地利用の基本方針

これまでの土地利用の方向性を維持しながら、社会情勢等に対応した土地利用を行う

① 効率的な土地利用

人口減少や都市の空洞化が進んでいることから、低・未利用地に加え、増加している空き家・空き店舗等の有効活用を図る

② 自然と調和した土地利用

土地利用の転換（農地を宅地にするなど）においては、一度開発された土地を再び元の状態に戻すことは困難なことなどを考慮して、適正に行う

③ 地域特性に応じた土地利用

土砂・山地災害、豪雪、河川氾濫など多様な災害へ対応するため、地域ごとの特性に応じた適正な利用を行う

(3) 目標年次と基準年次

2027年を目標年次とし、2015年（平成27年）を基準年次とする

(4) 目標年次における人口及び世帯数

人口約38,000人、総世帯数約15,000世帯と推計する

(5) 利用区分別の規模の目標

市土利用の現況と推移についての調査を行い、需要動向などを勘案しながら、2015年（平成27年）の数値を基準に、2027年の土地利用の目標を以下のとおりとする

(単位: ha)

区分	基準年次 2015年	目標年次 2027年	構成比 (%)	
			2015年	2027年
農地	6,729	6,714	8.5	8.5
農地	6,729	6,714	8.5	8.5
採草牧草地	—	—	—	—
森林	64,266	64,215	81.2	81.2
原野	1,174	1,174	1.5	1.5
水面・河川・水路	2,421	2,426	3.1	3.1
道路	1,727	1,749	2.2	2.2
宅地	1,342	1,352	1.7	1.7
住宅地	858	859	1.1	1.1
工業用地	48	57	0.1	0.1
その他の宅地	436	436	0.5	0.5
その他	1,432	1,461	1.8	1.8
合計	79,091	79,091	100	100
市街地	289	289	—	—